

令和6年第2回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第8号

【総務部総務課】

専決処分について（和解）

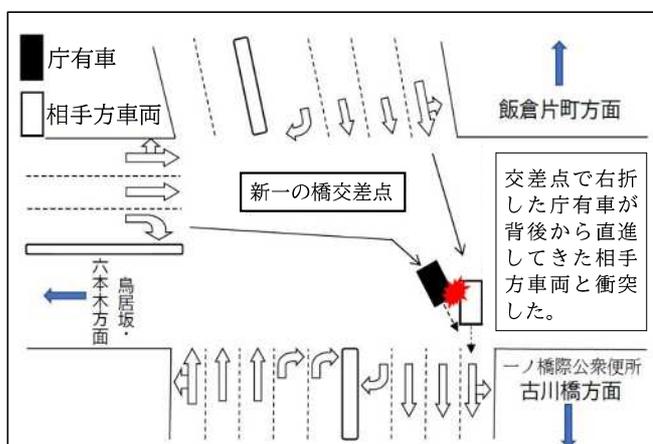
本件は、庁有車の交通事故の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（和解した日）】

令和6年5月27日

【概要】

令和6年2月9日港区東麻布三丁目9番の新一の橋交差点内において、職員が運転する庁有車が鳥居坂・六本木方面から古川橋方面に右折していたところ、都道高輪麻布線を飯倉片町方面から古川橋方面へ走行してきた相手方の普通乗用自動車（タクシー）と衝突した交通事故により、相手方自動車及び庁有車が損傷を受けた損害について、和解により本件事件の早期解決を図ることとしたものです。



【損害の状況及び損害額】

庁有車の左フロントバンパー及び相手方自動車の右リアバンパーが損傷しました。これに伴うそれぞれの損害額は次のとおりです。なお、庁有車には2名乗車しており、相手方自動車には運転者のみ乗車していましたが、双方けがはありませんでした。

区：255,750円

相手方：123,252円

【責任の割合】

区：90% 相手方：10%

【和解事項】

- 区は、相手方に対し、11万927円の支払義務があることを認める。
- 相手方は、区に対し、2万5,575円の支払義務があることを認める。
- 区及び相手方は、区と相手方との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。